

新座市建設工事等指名競争入札参加者心得

(平成11年12月15日市長決裁)

(趣旨)

第1条 新座市が発注する建設工事又は製造の請負、建設工事に係る調査、設計及び測量の業務委託その他の契約に係る指名競争入札に参加することとされた者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(指名通知)

第2条 指名の通知は、電話により行うものとし、入札参加者は、指名通知書を指定期日までに契約事務担当課で受領しなければならない。

2 必要と認めるときは、指名の通知の方法を、指名通知書の契約事務担当課での交付に代えて、指名通知書の郵送により行うものとする。

(指名の取消し)

第3条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を申し出なければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11第1項において準用する施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。

(2) 死亡（法人においては解散）したとき。

(3) 営業停止命令を受けたとき。

(4) 営業の休止又は廃止をしたとき。

(5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項の申出を受けたときは、その者の入札参加の指名を取り消すものとする。

第4条 入札参加者が、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消すものとする。

第5条 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁）による入札参加停止措置又は新座市の契約に係る暴力団排除措置要領（平成21年6月1日市長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けた場合は、その指名を取り消すものとする。

(現場説明会)

第6条 現場説明会は、原則として、仕様書及び図面の貸与をもって行うものとする。

2 貸与を受けた仕様書及び図面に対する質問は、指名通知書に記載された期日までに、所定の様式により、指名通知書において指定した方法で行うものとする。

3 質問に対する回答は、指名通知書に記載された期日に、回答書を指名通知書において指定した方法で入札参加者に送付して行う。

4 入札参加者は、貸与を受けた仕様書及び図面を入札時に返還しなければならない。

(入札心得等の熟知)

第7条 入札参加者は、この心得のほか、新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号）、契約基準約款、図面、仕様書（現場説明書及び質問回答書を含む。）及び指名通知書の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。

(入札)

第8条 入札は、指名通知書において指示した日時及び場所において行う。

- 2 入札参加者は、指名通知書に定めるところにより、入札書、工事費等内訳書及び指名通知書において指定した書類（以下「入札書等」という。）を作成し、前項の場所に持参しなければならない。ただし、指名通知書において工事費等内訳書の提出を求めないことがある。
- 3 入札書は、市の指定する入札書により作成し、封筒に入れ封かんしなければならない。
- 4 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。
- 5 工事費等内訳書は、市の指定する工事費等内訳書により作成し、入札に係る事業名、施行場所名、入札参加者の商号又は名称及び氏名その他必要な事項を記載し、押印をしなければならない。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、代理人にその委任状を持参させなければならない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札におけるその他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- 8 入札参加者は、指名通知書に記載された指名番号の席に着席しなければならない。
- 9 入札は、入札執行者の宣言により開始し、入札参加者は、机上有入札書等を提示するものとする。
- 10 入札は、執行補助者が各席に出向き、入札書等及び委任状を回収する方法で行うものとする。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するとき、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参する。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書等の書換え等の禁止)

第10条 入札者は、入札書等を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第11条 入札者が2に満たない場合は、当該入札を取りやめる。

- 2 天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときその他必要があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- 3 入札参加者による連合、入札の妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第 12 条 開札は、入札終了後直ちにその場所で行う。

(入札の無効)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 市の指定する工事費等内訳書又は指名通知書において指定した書類を提出しない者がした入札
- (4) 不備な工事費等内訳書を提出した者がした入札
- (5) 工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札（工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が 1 万円未満の場合を除く。）
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 記名押印を欠く入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札
- (10) 押印された印影が明らかでない入札
- (11) 記載すべき事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入札
- (12) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (13) 他人の代理人を兼ねた者がした入札
- (14) 2 以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 以上の者の代理をした者がした入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第 14 条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、建設工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によってはその者による当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格をあらかじめ設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第 15 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者（その代理人を含む。以下同じ。）にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することができない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第 16 条 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）に限る。

3 入札参加者は、入札執行者の再度入札の宣言があったときは、再度作成した入札書を執行補助者が配布する封筒に入れ、机上に提示するものとする。

4 入札の回数については、3回（設計額を入札の執行前に公表した場合にあっては2回）を限度とする。

5 3回（設計額を入札の執行前に公表した場合にあっては2回）の入札執行後落札者のない場合は、入札を打ち切る。

（契約書等の提出）

第17条 落札者は、交付された契約書（案）に記名押印の上、契約書に定める保証を付して、落札決定の日から10日以内に指定された日までに契約事務担当課に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（契約の確定）

第18条 契約は、発注機関の長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

（議会の議決を要する契約）

第19条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年新座市条例第18号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない建設工事又は製造の請負契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記した仮契約書を取り交わすものとする。

（異議の申立て）

第20条 入札参加者は、入札後この心得、契約書（案）、図面、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（談合情報があった場合の対応）

第21条 談合情報があった場合は、原則として新座市談合情報対応マニュアル（平成15年10月9日市長決裁）により対応する。

2 談合情報により入札参加者からの事情聴取の必要が生じたときは、開札日を延期し、入札書提出期限後に事情聴取を行うものとする。この場合において、事情聴取の際に工事費等内訳書のすべてを提出するものとする。

（経営事項審査の受審の確認）

第22条 発注機関の長は、当該入札が建設工事に係るものである場合は、契約の相手方が契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受審しているか確認を行うものとする。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては1,500万円未満、それ以外の工事にあっては500万円未満の場合は、この限りでない。

（公正な入札の確保）

第23条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

（入札に関する情報の公表）

第24条 入札に関する情報は、建設工事等に係る入札及び契約の情報に関する公表要領（平成13年3月30日市長決裁）第5条に定めるところに準じて公表するものとする。

（指名競争入札への市民の監視）

第25条 市は、指名競争入札のより透明で競争性の高い環境を整備するため、入札に係る

各種情報を公開している。入札参加者は、この趣旨を十分認識し、公正かつ責任ある態度で入札に参加しなければならない。

(その他)

第26条 郵便方式及び電子入札方式による指名競争入札の入札参加心得については、別に定める。

附 則

この心得は、平成11年12月15日から実施する。

附 則

この心得は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成21年4月1日市長決裁）

この心得は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成21年4月9日市長決裁）

この心得は、平成21年4月10日から実施する。

附 則（平成21年6月1日市長決裁）

この心得は、平成21年6月1日から実施する。

附 則（平成22年9月3日市長決裁）

1 この心得は、平成22年9月3日から実施する。

2 前項の規定にかかわらず、この心得の実施の日までに指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日市長決裁）

この心得は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（令和元年9月27日市長決裁）

この心得は、令和元年10月1日から実施する。

附 則（令和2年8月28日市長決裁）

1 この心得は、令和2年9月1日から実施する。

2 前項の規定にかかわらず、この心得の実施の日までに指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。